



セカンドオピニオン

那須塩原市

2022年3月14日

グリーンファイナンス・フレームワーク

ESG 推進室

担当アナリスト：税所さやか

格付投資情報センター（R&I）は、那須塩原市が 2022 年 2 月に策定した「那須塩原市グリーンファイナンス・フレームワーク」が「グリーンボンド原則 2021（GBP2021）」、「グリーンローン原則 2021」及び「環境省グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020 年版」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■オピニオン概要

(1) 調達資金の使途

対象プロジェクトは那須塩原市が定めた「那須野が原グリーンプロジェクト」に該当する事業で、グリーンボンド原則等で示されている適格カテゴリーに該当する事業を対象とする。同市はグリーンファイナンス・フレームワークの中で対象となり得る事業例を 8 つ、即ち①再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電）、②再生可能エネルギーにより発電された電気を系統接続する引込線送電線や貯蔵する蓄電池等の設置、③道路灯、街路灯、防犯灯等の省エネ化、④公共施設等の省エネ化、⑤次世代自動車の導入、⑥次世代自動車を利用するためのインフラの整備、⑦生態系を活かした気候変動適応（Ecosystem-based Adaptation）に関する取り組み、⑧森林の適正管理による防災機能向上（植林・伐採等）を示した。調達資金はこれら事業例のうち、市が「那須野が原グリーンプロジェクト」と認定した事業に新規資金として充当される。

「那須野が原グリーンプロジェクト」は那須塩原市の総合計画や環境基本計画等で掲げている環境政策との整合がとれたものである。GBP2021 における「再生可能エネルギー」「省エネルギー」「クリーンな輸送」「気候変動への適応」「自然資源・土地利用の持続可能な管理」の適格カテゴリーに該当する。対象プロジェクトの実施により想定される環境・社会に対する影響について適切な配慮がなされるとともに、環境改善効果をもたらすことを確認した。同市はフレームワークに基づき実際に資金調達する際には、具体的な充当対象事業名、充当予定額及び想定される環境改善効果について発行前（実行前）レポートの中で投資家もしくは貸し手に対し事前に説明する。

(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

調達資金は那須塩原市がグリーンファイナンス・フレームワークに示した事業例のうち、「那須野が原グリーンプロジェクト」と認定された事業を選定する。「那須野が原グリーンプロジェクト」は同市の施策方針を示したもので具体的な事業は現在も検討中であり、当面は同プロジェクトの対象となり得る事業が起案された場合に都度認定されるプロセスとなっている。選定の際には気候変動対策局の事前評価が加味される仕組みとなっており、環境に関する専門性が担保されている。同市のプロジェクトの評価・選定は妥当なプロセスを経ている。

(3) 調達資金の管理

調達資金は調達した年度中に対象プロジェクトに全額充当される。調達資金は各所管課と連携して財政課が充当状況の把握を行い実行超過等が起こらないよう管理するほか、歳入予算見積書において他の事業と区分しグリーンプロジェクトに選定された事業に紐づけられるように管理される。会計年度の終了時には適格対象プロジェクトを含む那須塩原市の全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類

が作成され、市の監査委員の監査と議会の承認を受ける。基本的には未充当資金は発生しない予定だが、仮に未充当資金が発生した場合には未充当資金が全額充当されるまで、市の規定に基づき現金または現金同等物で運用される。

(4) レポーティング

資金充当が完了するまでの間、資金充当状況及び環境改善効果に関する情報が那須塩原市のウェブサイトに掲載される。調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後に充当状況に大きな変化が生じた場合は速やかに開示される。開示頻度・内容ともに適切である。

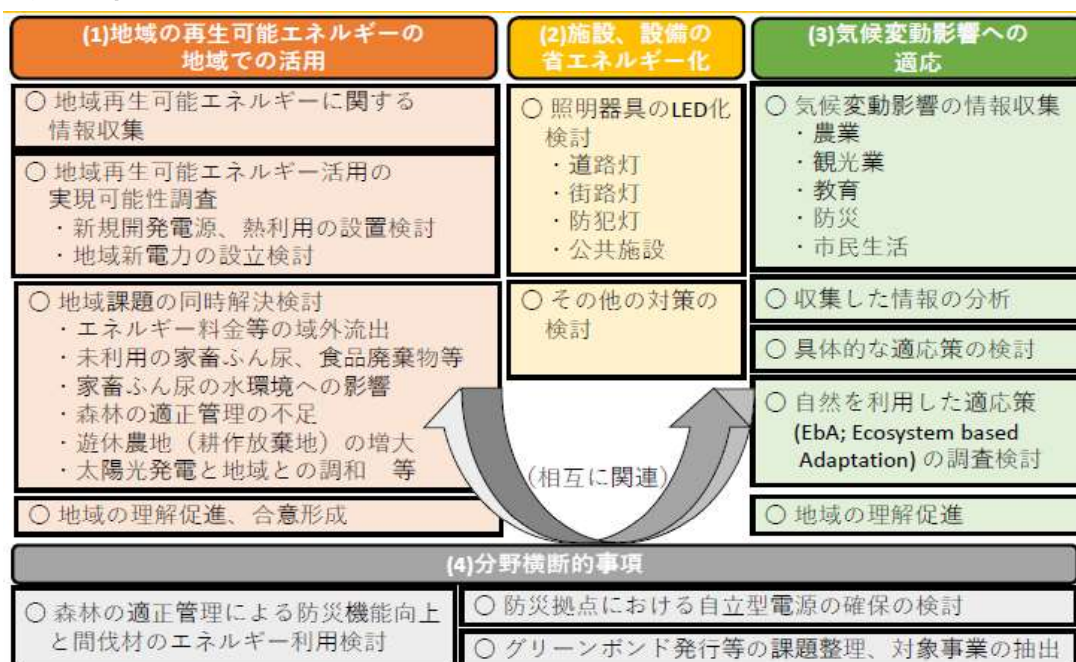
資金調達者の概要

- 那須塩原市は首都圏から 150Km の栃木県北部に位置する。市の面積の半分は、那須火山帯に属した湯量豊富な塩原温泉郷や板室温泉、三斗小屋温泉をはじめ、箒川沿いには四季折々に彩りを見せる塩原溪谷や沼ッ原湿原など観光名所となる自然豊かな山岳部が占める。酪農が盛んで、生乳の生産額は本州第1位（全国第4位）を誇る。
- 同市はこれまで環境面での取り組みを着実に進めてきた。開発による生物多様性の喪失、温暖化の進行による異常気象の増加、亜熱帯性の病気に対するリスクの上昇といった地球規模の問題が市でも確認されつつあることから、2008年に「那須塩原市環境基本計画」を策定し、現在「第2期那須塩原市環境基本計画」のもとで「人と自然が調和しみんなでつくる持続可能なまち那須塩原」の実現を目指している。2019年末には「CO2排出量実質ゼロ」を宣言。これを受けて2020年度から2030年度までの11年間を計画期間とする「那須塩原市気候変動適応計画」を策定し、市民・事業者・行政が一丸となって温室効果ガスの削減、再生可能エネルギーの促進、森林吸収源の保全など地球温暖化防止に取り組んでいる。
- 2020年からのコロナ禍を受けて、市民が「ここに住んでいれば安心」「ここに住んでいれば生き延びられる」と実感できる「持続可能なまち那須塩原市」を構築することを目的として、2020年6月に「那須野が原グリーンプロジェクト」を打ち出し4つの方針（①地域の再生可能エネルギーの地域での活用、②施設、設備の省エネルギー化、③気候変動影響への適応、④分野横断的事項）を示している。同市は令和3・4年度の事業の実現に向けて具体的な事業計画を策定している。



[那須塩原市 市章]

■ 那須野が原グリーンプロジェクト



[出所：那須塩原市ホームページ]

1. 調達資金の使途

(1) 対象プロジェクト

- 対象プロジェクトは「那須野が原グリーンプロジェクト」で掲げる環境に関する取り組みに資する事業、かつ、グリーンボンド原則等で示されている適格カテゴリーに該当する事業とされている。那須塩原市はその方針に沿うと考えられる事業例およびその適格カテゴリーをグリーンファイナンス・フレームワークに示した。調達資金は下記事業例のうち、市が「那須野が原グリーンプロジェクト」と認定した事業に新規資金として充当される。
- 那須塩原市は調達資金の使途についてグリーンファイナンス・フレームワークのほか、発行前（実行前）レポートの中で、充当対象事業名、充当予定額及び想定される環境改善効果を市のウェブサイトの開示し、投資家もしくは貸し手に事前に説明する。

■対象プロジェクトの事業例および適格カテゴリー、環境面での便益

	適格 カテゴリー	事業例	環境面での便益
①	再生可能 エネルギー	地域資源を活かした再生可能エネルギー設備の導入 ・ 太陽光発電（公共施設の屋根及び敷地、街路灯等に設置されるもの） ・ 小水力発電（那須疏水を活用したもの） ・ バイオマス発電（間伐材、植物由来の燃料、乳牛の糞尿を活用したもの）	・ 環境負荷の低減（温室効果ガス排出削減）
		再生可能エネルギーにより発電された電気を系統接続する引込線送電線や貯蔵する蓄電池等の設置 等	・ 環境負荷の低減（温室効果ガス排出削減）
②	省エネルギー	道路灯、街路灯、防犯灯等のLED化	・ 消費電力を削減（温室効果ガス排出削減）
		公共施設等の省エネ化（照明器具のLED化、高性能の空調設備導入、HEMS/BEMSの新設及び更新）	・ 消費電力を削減（温室効果ガス排出削減）
③	クリーンな 輸送	次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の導入	・ エネルギー効率に優れる車両を導入することにより、CO2排出量を削減
		次世代自動車を利用するためのインフラの整備	・ エネルギー効率に優れる車両の導入することにより、CO2排出量を削減
④	気候変動への 適応	生態系を活かした気候変動適応（EbA*。田んぼや森林の生態系を活用して防災機能を上げる取り組み） * Ecosystem-based Adaptation	・ 気象・自然災害へのレジリエンスを向上
⑤	自然資源・土地 利用の持続 可能な管理	森林の適正管理による防災機能向上（植林・伐採等）	・ 気象・自然災害へのレジリエンスを向上 ・ CO2排出量の削減

[出所：那須塩原市グリーンファイナンス・フレームワーク]

(2)対象プロジェクトの事業カテゴリーと環境改善効果・社会的成果、ネガティブな影響

① 再生可能エネルギー

対象プロジェクト：地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入

- 対象プロジェクトは①太陽光発電（公共施設の屋根や敷地、街路灯等に設置するもの）、②小水力発電（那須疏水を活用したもの）、③バイオマス発電（間伐材、植物由来の燃料、乳牛の糞尿を活用したもの）、④再生可能エネルギーにより発電された電気を系統接続する引込線送電線や貯蔵する蓄電池等の設置（国の「脱炭素先行地域」に参画）である。脱炭素社会の実現に向けて那須塩原市は2019年3月「CO2排出量実質ゼロ」を宣言、2050年までの実現を目指している。第2期那須塩原市環境基本計画（令和3年改訂版）の中で、市の再生可能エネルギーの発電規模を令和9年に128,080kWとする目標を掲げている。
- いずれの事業も環境負荷の低減（温室効果ガス排出削減）に寄与し、市の方針、計画に沿ったものである。GBP2021における「再生可能エネルギー」の事業カテゴリーに該当すると判断した。

② 省エネルギー

対象プロジェクト：道路灯等のLED化、公共施設等の省エネ化

- 対象プロジェクトは①道路灯、街路灯、防犯灯等のLED化（ESCO事業等を活用）、②公共施設のLED化、高性能の空調設備の導入、住宅向けエネルギー管理システム（HEMS）、商用ビル向けエネルギー管理システム（BEMS）の新設・更新などを想定している。市は当該事業をESCO事業等で実行する。これにより電力削減量の計測も安定的に実施される見込みである。
- いずれの事業も「那須塩原市地球温暖化対策実行計画」、「CO2排出量実質ゼロ」の計画に沿ったものであり、環境負荷の低減（温室効果ガス排出削減）に寄与する。GBP2021における「省エネルギー」の事業カテゴリーに該当すると判断した。

③ クリーンな輸送

対象プロジェクト：次世代自動車の導入、次世代自動車を利用するためのインフラの整備

- 対象プロジェクトは①次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の導入、および②次世代自動車を利用するためのインフラの整備を対象としている。これらエネルギー効率に優れた車両を導入することによりCO2排出量の削減を見込む。
- 那須塩原市は地球温暖化対策実行計画において効率的なエネルギー利用の促進を掲げており、電気自動車等の次世代自動車の利用と環境整備を含めた普及拡大を図っている。対象プロジェクトはこの方針に沿った事業であり、GBP2021における「クリーンな輸送」の事業カテゴリーに該当すると判断した。

④ 気候変動への適応

対象プロジェクト：生態系を活かした気候変動適応（EbA）

- 水田をダムとして活用したり、森林の適正管理により保水機能を高めたりすることで土壌流出や水害リスクを軽減する取り組みである。EbAの考え方を活用し、調査・検討を通じて気象や自然災害へのレジリエンスの向上を見込む。
- 現在はまだどのようなプロジェクトができるかを調査、検討している段階である。国の気候変動適応計画の中でも

EbA を活用した取り組みの重要性は謳われており¹、当該事業は GBP2021 における「気候変動への適応」の事業カテゴリーに該当すると判断した。

⑤ 自然資源・土地利用の持続可能な管理

対象プロジェクト：森林の適正管理における防災機能向上

- 那須塩原市の総面積の約 65%を森林が占める。市の北西部の多くが日光国立公園に指定されており、平野部でもアカマツ、コナラ、クヌギを主とした平地林が広がっている。一方で、各種開発による伐採や手入れ不足による荒廃も進んでいることから、那須塩原市森林整備計画に基づいて計画的な森林整備が進められている。対象プロジェクトは森林がもつ水の保水機能を維持し水災害の防止、かつ CO2 の固定能力を高めることによる市の CO2 排出量削減を目的とした森林の適正管理である。
- 那須塩原市環境基本計画の中で、森林面積及び保安林指定面積（民有林）について次のような目標が設定されている。対象プロジェクトはこの目標の範囲において実行されるものである。

項 目	基準値（H27）	目標値（R9）	方向性
森林面積	38,424ha	38,000ha	維持
保安林指定面積（民有林）	4,413ha	4,413ha	維持

[出所：第2期那須塩原市環境基本計画 2021 年 6 月改訂版]

- 対象プロジェクトは GBP2021 における「自然資源・土地利用の持続可能な管理」に該当すると判断した。

¹ 気候変動適応計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）参照。

各プロジェクトにおいて想定される影響と対策は下記の通り

各プロジェクトがもたらす環境に与えるネガティブな影響について、それぞれ配慮がなされている。

	事業例	ネガティブインパクト	ネガティブインパクト緩和策
①	地域資源を活かした再生可能エネルギー設備の導入 - 太陽光発電（公共施設の屋根及び敷地、街路灯等に設置されるもの） - 小水力発電（那須疏水を活用したもの） - バイオマス発電（間伐材、植物由来の燃料、乳牛の糞尿を活用したもの）	<太陽光> - 光害、景観への悪影響 - 関連設備からの騒音・振動 <バイオマス> - バイオマス燃料のライフサイクル全体における GHG 排出量の増加 - 施設や搬入用車両からの排ガスによる大気汚染 - 違法伐採、泥炭地開発、間接的土地利用変化等の燃料生産地における環境への悪影響 - 施設からの排水による水質汚濁 - 廃熱による生態系への悪影響 - 騒音	- 環境影響評価法及び栃木県の環境影響評価条例の対象事業の対象となる事業に関しては、法・条例に準拠したアセスメントの実施、手続き等が適切になされているかを確認する。 - 公募事業の場合、市は実施要領や仕様書の中に予め左記のようなネガティブインパクトに関する事項を規定し、応じた事業者によって確実に環境対策が講じられるよう図る。 - なお、太陽光発電設備の場合は、那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の遵守を求める。
	再生可能エネルギーにより発電された電気を系統接続する引込線送電線や貯蔵する蓄電池等の設置（国の「脱炭素の先行地域」に応募）等	生態系への悪影響	- 市は実施要領や仕様書の中でネガティブインパクトに関する事項を規定し、応じた事業者によって確実に環境対策が講じられるよう図る。 - 導入予定区域にて希少種の生息地など、重要な生物、生態系の有無等を事前に確認する。発見された場合は、そのエリアを回避する。
②	道路灯、街路灯、防犯灯等の LED 化	交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響等	- 市は実施要領や仕様書の中でネガティブインパクトに関する事項を規定し、応じた事業者によって確実に環境対策が講じられるよう図る。 - 適用が想定される法令等について、委託事業者はそれらを遵守する旨を契約書等の関連書類に記載する。
	公共施設等の省エネ化（照明器具の LED 化、高性能の空調設備導入、HEMS/BEMS の新設及び更新）	交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響等	- 市は実施要領や仕様書の中でネガティブインパクトに関する事項を規定し、応じた事業者によって確実に環境対策が講じられるよう図る。 - 適用が想定される法令等について、委託事業者はそれらを遵守する旨を契約書等の関連書類に記載する。
③	次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の導入	旧車両の不適正処理による悪影響等	- 市は実施要領や仕様書の中でネガティブインパクトに関する事項を規定し、応じた事業者によって確実に環境対策が講じられるよう図る。 - 適用が想定される法令等について、委託事業者はそれらを遵守する旨を契約書等の関連書類に記載する。
	次世代自動車を利用するためのインフラの整備	インフラ整備に伴う生態系への悪影響等	導入予定区域にて希少種の生息地など、重要な生物、生態系の有無等を事前に確認する。発見された場合は、そのエリアを回避する。

④	生態系を活かした気候変動適応（EbA*。田んぼや森林の生態系を活用して防災機能上げる取り組み） * Ecosystem-based Adaptation	・ 現時点では未認定	・ 市は実施要領や仕様書の中でネガティブインパクトに関する事項を規定し、応じた事業者によって確実に環境対策が講じられるよう図る。 適応策実施予定区域にて希少種の生息地など、重要な生物、生態系の有無等を事前に確認する。発見された場合は、そのエリアを回避する。
⑤	森林の適正管理による防災機能向上（植林・伐採等）	・ 伐採時による騒音 ・ 資材等の不適正管理による悪影響	・ 伐採予定区域周辺に住民等が居住している場合、事前に伐採作業に伴う騒音について通知し、早朝・夜間の作業は控える。 適用が想定される法令等を確認し、それらを遵守した上で適切に管理する。

[出所：那須塩原市グリーンファイナンス・フレームワーク]

対象プロジェクトは那須塩原市が定めた「那須野が原グリーンプロジェクト」に該当する事業で、グリーンボンド原則等で示されている適格カテゴリーに該当する事業を対象とする。同市はグリーンファイナンス・フレームワークの中で対象となり得る事業例を 8 つ、即ち①再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電）、②再生可能エネルギーにより発電された電気を系統接続する引込線送電線や貯蔵する蓄電池等の設置、③道路灯、街路灯、防犯灯等の省エネ化、④公共施設等の省エネ化、⑤次世代自動車の導入、⑥次世代自動車を利用するためのインフラの整備、⑦生態系を活かした気候変動適応（Ecosystem-based Adaptation）に関する取り組み、⑧森林の適正管理による防災機能向上（植林・伐採等）を示した。調達資金はこれら事業例のうち、市が「那須野が原グリーンプロジェクト」と認定した事業に新規資金として充当される。

「那須野が原グリーンプロジェクト」は那須塩原市の総合計画や環境基本計画等で掲げている環境政策との整合がとれたものである。GBP2021 における「再生可能エネルギー」「省エネルギー」「クリーンな輸送」「気候変動への適応」「自然資源・土地利用の持続可能な管理」の適格カテゴリーに該当する。対象プロジェクトの実施により想定される環境・社会に対する影響について適切な配慮がなされるとともに、環境改善効果をもたらすことを確認した。同市はフレームワークに基づき実際に資金調達する際には、具体的な充当対象事業名、充当予定額及び想定される環境改善効果について発行前（実行前）レポートの中で投資家もしくは貸し手に対し事前に説明する。

対象プロジェクトのSDGsへの貢献は、以下のように整理される。

	適格カテゴリー	事業例	SDGsの目標
①	再生可能エネルギー	地域資源を活かした再生可能エネルギー設備の導入 ・ 太陽光発電（公共施設の屋根及び敷地、街路灯等に設置されるもの） ・ 小水力発電（那須疏水を活用したもの） ・ バイオマス発電（間伐材、植物由来の燃料、乳牛の糞尿を活用したもの）	
		再生可能エネルギーにより発電された電気を系統接続する引込線送電線や貯蔵する蓄電池等の設置（国の「脱炭素の先行地域」に応募）等	
②	省エネルギー	道路灯、街路灯、防犯灯等のLED化	
		公共施設等の省エネ化（照明器具のLED化、高性能の空調設備導入、HEMS/BEMSの新設及び更新）	
③	クリーンな輸送	次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の導入	
		次世代自動車を利用するためのインフラの整備	
④	気候変動への適応	生態系を活かした気候変動適応（EbA*。田んぼや森林の生態系を活用して防災機能を上げる取り組み） * Ecosystem-based Adaptation	
⑤	自然資源・土地利用の持続可能な管理	森林の適正管理による防災機能向上（植林・伐採等）	

[出所：那須塩原市グリーンファイナンス・フレームワーク]

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

(1) 包括的な目標、戦略等への組み込み

- 那須塩原市は那須塩原市環境基本条例に定める基本理念の実現を目的として「第2期那須塩原市環境基本計画」を策定している。今般策定された那須塩原市グリーンファイナンス・フレームワークが対象とする「那須野が原グリーンプロジェクト」に該当する事業は、同環境基本計画を中心とした市の環境政策、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みを推進するものである。

■ 那須塩原市環境基本条例 基本理念

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代に継承されるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できるような多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境の復元力に限界があることを認識し、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

[出所：第2期那須塩原市環境基本計画 2021年6月改訂版より]

(2) プロジェクトの評価・選定の判断規準

- 那須塩原市は以下の評価基準を確認し、事業の適格性を判断する。

評価項目	評価内容
1. プロジェクトの位置づけ	✓ 「那須野が原グリーンプロジェクト」に該当する事業であるか ✓ GBP等で示されている適格カテゴリーに該当するか
2. 環境効果の確認	✓ 環境問題の解決に資する効果が定量的に確認可能、もしくはその効果が明確なものであるか
3. ネガティブ効果の低減	✓ 事業が潜在的に有する環境・社会面のリスクを特定し、それらリスクへの対策が講じられているか

[出所：那須塩原市グリーンファイナンス・フレームワーク]

(3)プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

- 気候変動対策局は、那須塩原市における気候変動の影響を回避・低減させるための施策および再生可能エネルギー導入や脱炭素に関わる施策を総括する部局であり、市の気候変動対策への取り組みを推進する専門部署である。
- プロジェクトの選定に当たり気候変動対策局は各部署に対し、「那須野が原グリーンプロジェクト」に該当すると想定される事業の有無について調査を依頼する。該当し得る事業候補がある部署は事業に関する情報を気候変動対策局へ提出し、気候変動対策局は環境分野の専門的な立場から前述の評価基準に沿って適格性の評価を行う。その結果は副市長ならびに関連部署の各部長で構成される審査会で共有・協議され、対象プロジェクトが決定する。
- 「那須野が原グリーンプロジェクト」は市としての施策の方針を示したものであり、具体的な事業は現在も検討中であることから、当面は対象となり得る事業が起案された場合に、都度「那須野が原グリーンプロジェクト」であることを認定するとしている。認定プロセスには一般競争入札時の審査体制が採用されており、資格審査会又は総務部長審査で協議されることとなっている。審査に当たっては気候変動対策局が事前に評価した適格性評価結果が加味される。

調達資金は那須塩原市がグリーンファイナンス・フレームワークに示した事業例のうち、「那須野が原グリーンプロジェクト」と認定された事業を選定する。「那須野が原グリーンプロジェクト」は同市の施策方針を示したもので具体的な事業は現在も検討中であり、当面は同プロジェクトの対象となり得る事業が起案された場合に都度認定されるプロセスとなっている。選定の際には気候変動対策局の事前評価が加味される仕組みとなっており、環境に関する専門性が担保されている。同市のプロジェクトの評価・選定は妥当なプロセスを経ている。

3. 調達資金の管理

- 地方自治法第 208 条に基づく会計年度独立の原則に基づき、地方公共団体における各会計年度における歳出はその年度の歳入（地方債によって調達された資金もこれに含む）をもってこれに充てられることから、グリーンローンにより調達された資金は、当該会計年度中に適格充当事業に充当される。
- 適格対象事業を管轄する部署が、予算として計上された歳出の状況や予算の執行を管理する。財政課は、財務会計システム上で歳入科目から歳出科目への充当処理を実施し、実行超過等が起こらないよう管理する。地方債、ローンいずれの場合においても歳入予算見積書において他の事業と区分しグリーンプロジェクトに選定された事業に紐づけられるようにする。
- 各年度の終了後に事業担当部署と財政課が連携し決算を取り纏め、市の監査委員による監査と議会の承認を受ける。その後、決算について議会の承認を得ることとなっている。
- グリーンファイナンスの調達に際しては、年度毎の会計であることと紐づけられる事業が確定していることから、基本的に未充当金は発生しない。仮に未充当資金が発生した場合は、未充当資金が全額充当されるまでの間、現金または現金同等物で管理する。

調達資金は調達した年度中に対象プロジェクトに全額充当される。調達資金は各所管課と連携して財政課が充当状況の把握を行い実行超過等が起こらないよう管理するほか、歳入予算見積書において他の事業と区分しグリーンプロジェクトに選定された事業に紐づけられるように管理される。会計年度の終了時には適格対象プロジェクトを含む那須塩原市の全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類が作成され、市の監査委員の監査と議会の承認を受ける。基本的には未充当金は発生しない予定だが、仮に未充当資金が発生した場合には未充当資金が全額充当されるまで、市の規定に基づき現金または現金同等物で運用される。

4. レポーティング

(1) 開示の概要

レポーティングの概要は以下の通り。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金 充 当 状 況	・ 充当資金額 ・ 未充当資金額及び未充当期間の運用方法	調達資金が全額充当されるまでの間、年に1回	ウェブサイト
環 境 改 善 効 果 ・ 社 会 的 成 果	プロジェクト毎に ・ 充当対象事業の概要（進捗状況を含む） ・ 環境改善効果（下記「各事業例の環境改善効果に係るレポーティング内容」を参照）	同上	同上

- 環境改善効果については調達資金が全額充当されるまでの期間において、実務上可能な範囲で毎年継続的に報告する。なお、年度内に充当完了を予定しているため、資金調達後翌年度の議会での決算承認後にレポーティングを1回実施することを想定している。

(2)環境改善効果に係る指標、算定方法等

- 調達金額が全額充当されるまでの間、以下の指標を年 1 回公表する。レポート内容は以下の通り。

■各事業例の環境改善効果に係るレポート内容

事業例	レポート内容
地域資源を活かした再生可能エネルギー設備の導入 ・ 太陽光発電（公共施設の屋根及び敷地、街路灯等に設置されるもの） ・ 小水力発電（那須疏水を活用したもの） ・ バイオマス発電（間伐材、植物由来の燃料、乳牛の糞尿を活用したもの）	・ CO2 排出量の削減 (t-CO₂)
再生可能エネルギーにより発電された電気を系統接続する引込線送電線や貯蔵する蓄電池等の設置（国の「脱炭素の先行地域」に応募） 等	・ 導入した施設の名称、箇所数など
道路灯、街路灯、防犯灯等の LED 化	・ CO2 排出量の削減 (t-CO₂) ・ エネルギー使用量の削減
公共施設等の省エネ化（照明器具の LED 化、高性能の空調設備導入、HEMS/BEMS の新設及び更新）	・ 導入した施設の名称、導入個数 ・ CO2 排出量の削減 (t-CO₂) ・ エネルギー使用量の削減
次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）の導入	・ 導入件数 ・ CO₂ 排出量の削減量 (t-CO₂)
次世代自動車を利用するためのインフラの整備	・ 導入した施設の名称、箇所数など
生態系を活かした気候変動適応（EbA*。田んぼや森林の生態系を活用して防災機能を上げる取り組み） * Ecosystem-based Adaptation	・ 導入した施設の名称、箇所数など
森林の適正管理による防災機能向上（植林・伐採等）	・ 導入した施設の名称、箇所数など

[出所：那須塩原市グリーンファイナンス・フレームワーク]

資金充当が完了するまでの間、資金充当状況及び環境改善効果に関する情報が那須塩原市のウェブサイトの開示される。調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後に充当状況に大きな変化が生じた場合は速やかに開示される。開示頻度・内容ともに適切である。

以 上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券実行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として実行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンローンアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンローン原則／ソーシャルローン原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンローン等の実行促進体制整備支援事業の実行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。